

大名が一番大事にした文書

―盛岡南部家宛徳川將軍家領知宛行状考―（上）

千葉 一大

はじめに ―領知宛行状という文書と問題の所在―

蓋し、幕府の往時に見るに、其藩侯を封するや、實に一代の制なりしなり。之を以て、其藩侯の没して継承の前に当りては、更に幕府より判物を与へて之を改封し、且保障したるなり。謂ゆる『本領安堵』なるものは即ち是なり。左れば彼徳川氏、二代三代して幕府の權威隆々たるの時に当りては、或は些少の罪跡あるの故を以て、或は継承の子孫なきの故を以て、其封土を奪ひ、其家系を絶ちしもの少なからざるも、幕府漸く末葉に属し、權威已に衰運に傾きたる時に至りては、封土の奪収、家系の断絶のとき猛断果決は、迎も行はるべくもあらず。只唯々として形式的の朱印を授与し、以て家督相続を承認し、本領安堵を保障するに過ぎざりしのみ。

―大隈重信『大隈伯昔日譚』より^①

現在我々が目にするのできる大名文書は、その多くが江戸時代、大名やその藩政機関において、保管、授受、作成されたものである。大

名家の由緒を語る家文書、領内統治の執行に欠かせない藩庁文書など、現在我々研究者が史料として活用しているそれらの文書は、当時は現用文書として機能を發揮していた。それらのなかで、「大名が一番大事にした文書」はなにかと問われたとき、筆者は、おそらくその有する意義から、大名の権力の源泉となった領知宛行状だろうと考えている。本稿はこの領知宛行状について論じるものである。

領知宛行状とは、江戸幕府の將軍が諸大名に対して、従来の領地を引き続いて領知（領有・支配）することを承認する内容を持ち、いわば大名という地位と、存立基盤となる領地支配の二つを保証するという、誠に重大な内容をもつ文書である。「大名が一番大事にした文書」というタイトルの意味は、この点からも明らかだろう。

冒頭に掲げたのは、大隈重信が、自ら当事者として携わった明治二年（一八六九）の版籍奉還を回顧する中で、江戸時代の幕府・大名間の領知を媒介とする主従関係のありようと、領知宛行状や朱印改について述べたものである。周知のごとく、封建社会の主従関係は、主君から家臣に対する所領給与・安堵と、家臣が主君に対して行う勤役奉仕の相互的

関係によって構築されている。江戸時代における將軍と大名の関係も、この武家社会の基本原理に基づいたもので、將軍は家臣である諸大名に対し、領地の新規給与、あるいは従来からの支配を承認・保証する「御恩」を施し、諸大名の主君として彼らの上に君臨する。一方、大名は將軍に臣下の礼を取ってその家臣となり、將軍が軍事的な負担（軍役）を課すと、その領地に基づいて抱えている自己の家臣団を率いて奉仕する。戦争への動員である軍役だけではなく、參勤交代や、城郭普請、河川改修などの手伝普請など、幕府の命令によってなされる動員は軍役に準ずる負担とみなされた。このようなさまざまな形で將軍から課される負担を果たすことが、領地の支配を認められることに見返りとしての「奉公」として位置づけられた。²⁾

主人と従者の個人的関係から出発した両者の関係は、主人、従者それぞれの代替わりごとに、関係の更新手続きがなされる。大名の代替わりには、大名から幕府に対し相続願が提出され、將軍が家督相続を認めることで領地支配の継承も保証される。一方、江戸幕府による統治が軌道に乗った後、將軍から領知宛行・安堵を保証する文書として、領知宛行状が大名に対して発給された。領地およびその石高については、改易や処罰、転封をうけない限り、原則的にそれが代々保有・相続される。しかし、建前として領地保有が一代限りのものであるため、將軍の代替わりのたびに領地の保有を確認・承認する手続きである「朱印改」が行われ、新たな領知宛行状が発給された。³⁾ 先の大隈の言及では、「其藩侯の没して継承の前に当りては、更に幕府より判物を与へて之を改封し、且保障したるなり」とするが、幕藩体制下で大名に仕えていたにもかかわ

らず、幕藩関係の根幹に関わる部分で正確性を欠いている。幕府権力確立ののちには、領知宛行状は主に將軍の代替わりに発給され、大名の代替わりには通常発給されなくなる。將軍代替わりに行われる「朱印改」こそ、統一的知行体系の將軍による掌握であり、その掌握を將軍が果たした時が「天下人」としての地位の実質化だと考えられている。⁴⁾

大名に与えられる領知宛行状には、領知判物と領知朱印状の二種類がある。判物は文書の差出者自らが花押を据えた文書という意味で、ここでは將軍の花押が据えられ、領知高が一〇万石以上ないし侍従以上の朝廷の官位を有する大名に与えられる。領知高が一〇万石未満の大名には、花押のかわりに將軍の朱印が捺された朱印状が与えられた。⁵⁾

領知宛行状に付随・補完するかたちで、諸大名が与えられた領知の所在について、領知する郡・村々の名や石高を書き上げた領知目録が作成され渡された。領知宛行状に「目録在別紙」と書かれた「目録」がそれにあたる。その基本的書式のスタイルは、冒頭に「目録」と記されたあとに、領知に含まれる村名を、国・郡ごとに記載、石高を郡ごとに記載するもので、書留の文言にあるように、將軍の名によって朱印改にあたった奉行人（朱印改奉行）が、將軍の命を奉じた形で発給する。領知目録の料紙には、光沢があつて幅広の間合紙（間合紙）が用いられた。この紙を必要に応じて（記載する国名・郡名・村名が多い場合）紙を継ぎ、その紙継目裏に奉行人の印判を捺す。これを折りたたみ、折懸封・共紙の包紙を付けている。⁶⁾

大名に発給された領知関係文書については、すでに多くの研究がなされているが、寛文四年（一六六四）に大名・公家・寺社を対象にして行

われた代替わり朱印改（寛文印知）を実証的に検討した大野瑞男氏による先駆的な研究成果が、後続する幕府発給の領知宛行状の研究や、幕府による地域認識、江戸幕府発給文書の書札礼の研究にも大きな影響を与えているといつてよい。大野氏は「寛文朱印留」や幕府の朱印改記録を通して、寛文印知の具体的な様相を再現した。また、大名宛の領知判物・朱印状に厳密な書札礼が存在することを見出し、それが大名の官位・領知高と密接に関連し、秩序のヒエラルキーを形成することに寄与した側面を関係史料から明らかにした。これにより、寛文印知のもつ意味を、幕府による統治支配が確立した姿を示すものとしている⁸。

また、藤井讓治氏は、江戸時代前期の領知宛行を主に幕府側の史料を用いて検討し、幕府による領知宛行のシステムに関する一連の研究を一冊にまとめた⁹。藤井氏は、領知宛行状・領知目録を將軍―江戸幕府が領主支配を明示した文書として位置づけた。さらに、大御所となった徳川秀忠による発給事例の存在と、三代將軍徳川家光が寛永十一年（一六三四）の上洛時に実施した発給に注目し、大御所秀忠が領知宛行権を引き続き掌握していたこと、また家光の発給を、徳川將軍による全国の五万石以上の大名に対する宛行権の掌握、またその宛行権は公家・寺社に対しても機能するものとした。さらに、大野氏同様、「寛文印知」を重視し、一斉発給実施を、將軍の統一的知行体系の掌握が確実なものとなり、將軍が大名に対する上位権力としての立場を確立する画期とする。大野、藤井両氏の研究は、ともに発給する江戸幕府の側の観点に基づいた史料を主に検討され、領知関係文書の古文書学的な側面、朱印改の手続きやその意義を実証的に広く明らかにしたものといえる。

一方、石井良助氏は領知宛行状の発給過程について、天明度の事例を紹介した¹⁰。さらに、藤實久美子氏は、江戸時代中期・後期の宝曆・天明・天保の領知宛行状の発給について、その過程を丹念に追い、また「朱印改」と呼ばれる内容確認作業や発給儀礼を中心に置くことで、藤實氏のいう領知宛行状という史料を取り巻く物理的・機能的な「場」の再現を試みた¹¹。石井氏、藤實氏ともに大名文書を利用しての研究で、大名家の目からみた幕府の地域把握作業の言及となる。

針谷武志氏は、領知宛行状の研究・叙述が、寛文印知の史料や弘前藩・主津輕家宛の領知朱印状（国文学研究資料館蔵津輕家文書）などに典拠を求めることが多いと指摘する¹²。それは、より厚札であるはずの津輕家の家格を上回る大名についての検討や、寛文以後の領知宛行状や朱印改の実状があまり明らかにされてこなかったことの裏返しではないか。たしかに大名宛の領知宛行状で現存するものは数が限られるが、それでも残されている事例は津輕家のものばかりではなく、その津輕家宛の領知宛行状に関する個別研究すらも見出し難い¹³。また、古文書学的な分析は進んだものの、記載内容の分析など、幕藩関係や政治的に領知宛行状が持つ意味、さらに大名に伝達されるまでの手続きの詳細についても、さらなる検討が必要だろう。

大名の領知支配権の認証という幕藩関係の基礎的作業に関わる問題だけに、大名家には領知関係文書類が多く残されている。課題とされている諸点を分析・検討するには、それらを深く検討することが必要と考える。それにより、大名家の領知高や領域記載の変容、それが変動した場合の状況、大名が領知宛行状を得るまでの手続きといった事柄の解明を

通じて、幕藩関係の構築や展開についてより明らかにできるのではない。また各大家に残された領知関係文書類の検討を通じて、比較検討も可能になり、研究の深化につながると考えられる。

筆者はすでに別稿「江戸時代初期における領知朱印改と大名―寛永朱印改における南部家の事例を中心に―」¹⁴において、江戸時代初期の徳川政権による大名への領知宛行の状況を概観するとともに、特に寛永十一年に実施された朱印改について、諸大家の史料をもとに考察を加えた。

また、「寛文印知」と奥羽地方¹⁵では、寛文印知における会津・秋田・庄内・弘前諸藩の実例から、郡名・郡域の変更や領知高の確定などが行われたことを明らかにし、朱印改が領域の「形」といべきものの形成に大きな働きをもち、「形式的」と簡単に片付けることはできないものであったことを指摘した。

本稿ではこれらの論文に引き続き、領知判物の原文書が残されるときにも、発給に至る経緯史料等も存在する盛岡南部家に残された史料から、寛文印知以降における領知宛行状類やそれに関連する諸史料を検討し、その内容の分析や、発給に至るその手順・手続きなどの検討を行う。徳川将軍や大名にとって、領知宛行状が、大隈が述べたように「形式的」な意義しか持ち得ず、「家督相続を承認し、本領安堵を保障する」ばかりのものだったのか、「形式的」であるならば、なぜ幕末に至るまでそのような形式的・儀礼的行為が行われたのか、具体的な事例を検討することから、それらの点を改めて考察する一助となれば幸いである。

なお、本稿では、将軍から発給された領知朱印状や領知判物の総称として領知宛行状という言葉を用い、これに領知目録をも含めた朱印改に

おいて幕府から大名に対して発給される文書を一括して領知宛行状類と呼ぶことにする。なお、本稿において用いる史料の所蔵先は、本文・註共に特記しない限り、もりおか歴史文化館所蔵である。

一 盛岡南部家宛徳川将軍家領知宛行状類について

① 盛岡南部家宛徳川将軍家領知宛行状類の概要

まず、もりおか歴史文化館に所蔵されている盛岡南部家に残された領知宛行状類とそれに関連する文書類について、実見を踏まえて、先行研究の成果を補いながら概要を説明する。

先述の通り、将軍の代替わりごとに諸大名への所領確認がなされ、新将軍名の領知宛行状と領知目録がセットで発給されることが、四代将軍徳川家綱以降定着した。このような将軍の継承のたびに行われることになった領地の保有を認める保証行為のことを「継目安堵」と呼ぶ。

徳川家康の生前から、徳川将軍や大御所が領知宛行権の把握に努めたことは拙稿¹⁶で既に言及した。なかでも、家綱による寛文印知は、すでに触れた大野氏や藤井氏の研究で言及されているように、領知宛行状類の書式を確定させ、それまで時期もバラバラになされていた宛行状の頒布を、すべての大名を対象にある時期にまとめて授与したこと、さらに将軍と大名の関係を体制的なものとし、将軍権力の強化・確立をもたらすものだった。さらに、寛文印知までに、朱印改役人が置かれ、この印知において、懸役人による確認作業が「朱印改」という形式として整えられた¹⁷ことも、以後行われた発給手続きの形が整ったという点から重要で

ある。貞享度に発給された領知宛行状類の書式が寛文印知を踏襲していること、また「御朱印作法書」(国立公文書館蔵)¹⁸⁾にみえる領知宛行状の書式についても、貞享発給の判物を例文としていること、用いられる文言等も差異がなく、それまでの書札札等を全く無視して新たに定められたものではないことからみて、大野氏や藤井氏が、寛文印知を徳川將軍による領知宛行の画期とみなし、幕藩関係上の意義を強調することも宜なるかな、といえる。

家綱以降の將軍は、夭折したため発給の無かった家継、大政奉還のため実施しなかった慶喜を除き、継目安堵を実施したが、家綱が將軍宣下から十三年後、綱吉が四年後の印知であるのに比べ、吉宗から家齊までは將軍宣下の年に、また家慶以後は二年後に朱印改が実施されている。

盛岡南部家宛の領知宛行状類は、表1・2に示すように、領知宛行状については、寛永十一年から、結果的に徳川將軍による最後の発給となった安政七年(万延元年、一八六〇)までのものが残されている。これ以前に同家に江戸幕府から領知宛行状は発給されていないとみられる。²⁰⁾ その十一通すべてが発給者である將軍が花押を据えた判物である。領知目録については、最初に一斉発給が確認される寛文四年から最後の安政七年まで、いずれも原文書で残されている。なお、寛永十一年の領知判物には「目録在別紙」と書かれ、領知目録があったかのようにみえるが、盛岡南部家の正徳二年の朱印改の記録には、寛永十一年の領知判物には目録が付されておらず、また朱印改奉行の家臣もそのことを承知しており、他家にも事例があるので支障はないと伝達されているので、判物の発給当初から添付されていなかったとみるべきだろう。²¹⁾

盛岡南部家の領知宛行状類は、原本が現存し、その形式を明らかにすることが可能である点において、特筆すべき価値を有する。それに加え、判物・目録の写や、発給に関する書留・書付、保管に関わる目録等も残存するため、書式・内容の検討のみならず、発給過程や保存状況に至る様子が明らかにできることも、この文書類の貴重さを示すものである。

② 領知宛行状の具体例 ―寛文四年発給の領知判物を例に―

盛岡南部家宛に発給された領知判物に記載された内容の特徴を、寛文印知で発給された領知判物を具体例として検討しよう。

図1は南部家に発給された徳川家綱の領知判物である。その釈文を左記に示す。

陸奥国北郡・三戸・二戸・九戸・鹿角・

閉伊・岩手・志和・稗貫・和賀所々、

都合拾万石^{別目録在事}、任寛永十一年

八月四日先判之旨、充行之訖、全

可令領知者也、仍如件、

寛文四年四月五日(花押)

南部山城守とのへ

寛文四年発給の判物・朱印状の書式を示した「御朱印帳」一(国立公文書館蔵)所収の「御朱印之符案」や、先に触れた大野瑞男氏の研究によれば、領知宛行状の書式は、まず領知の国郡石高を記したのち、「目録在別紙」と割書がされる。また、「領知別免」すなわち、大名に宛行われた領知のうちで、異なる年貢納入先があった場合(例えば、分知が

行われ、その分家に年貢収納がなされる場合)には、その石高と別免を得る対象者の名が入られる。南部家の場合、麴町南部家と三田南部家の二つの分家旗本が元禄年間に成立しているが、当初は新田高のなかから内分で知行を与えられ、後には本家の収納から蔵米を分け与えられる形をとっており、²²⁾両家の存在が本家の領知判物に言及されることはなかった。

文書には宛所の身分や家格に応じた「書札札」と呼ばれる礼式が存在するが、領知宛行状にもそれが存在しており、文言や、宛名の殿の文字、記載内容に峻厳な区別がある。

例えば、末尾の書留文言をみると、一〇万石未満の大名に対しては、四品(従四位下)の位を有する者には書留文言で「可令領知」と「令」を入れるのに対して、諸大夫(従五位下の位階を有する者)・無官の者へは「可領知」と「令」の字が省かれる。厳密には、官位が三位・四位中将が「全可被領知之状如件」、同じく四位少将が「全可令領知之状如件」、四位侍従が「全可領知之状如件」、領知高一〇万石以上と一〇万石以下の四位のものには「全可令領知者也、仍如件」、一〇万石以下で五位のものには「全可領知者也、仍如件」となる。

末尾には年月日、將軍の花押ないし朱印が捺され、紙の奥の地部に宛名がある。領知高により一〇万石以上の大名は官位がなくても「御書判」つまり將軍の花押を据えた判物が授けられ、²³⁾一〇万石以下はすべて朱印状が与えられるといった具合である。南部家宛領知判物の宛所記載の位置について表1に示したが、その書かれる位置の高さも位が低くなるにつれて低くなる。宛名の下に書かれる敬語の「殿」文字は、四位少

將以上が漢字の「殿」、四位侍従以下が「とのへ」と仮名書きとなる。さらに「殿」の字についても、くずし方に差違があり、官位が高くなるに従い行書に近くなる。領知宛行状は、与えられる大名の官位・石高の別によって、厳密な種別が存在しているのである。

冒頭の「陸奥国北郡・三戸・二戸・九戸・鹿角・閉伊・岩手・志和・稗貫・和賀所々」とは、現在の青森県の南部地方、岩手県北部、秋田県鹿角地方にまたがる地域で、南部家の領域の範囲を示しており、そこに含まれる郡名が記載されている。この十郡の江戸幕府に公式に認められた「領知高」(「表高」)が「拾万石」で、その内容の詳細は別紙として付される目録に記載されていることになる。そして、寛永十一年八月四日に与えた先行文書の記載内容のままに領地を与え、領有し支配させるという内容である。「領知」とは、所領を領有して支配することを意味しており、治める土地のことに限定される「領地」とは意味が異なる。

宛名の「南部山城守」は盛岡藩主の南部山城守重直のことで、その下に「とのへ」と書かれてるのは、漢字で「殿」と書かれるより礼が薄いことを示す。重直は大名だが差出の將軍の徳川家綱に比べ地位が低い家臣の立場で、かつ位階も従五位下であるから、文書の「奥」の部分(左側)、紙の「地」(下)の部分に近いところに宛所が書かれている。

以上を踏まえると、この文書は、將軍が家臣である大名に対し領地を与え、その支配を認めるという内容を盛っており、それによって大名という地位と、存立基盤となる領地の二つを保証した、真に重大な内容をもっている。

なお、領知宛行状の料紙は、莊重さを示すために、横に皺の入った白

く厚手の高級紙である大高檀紙が用いられている。料紙は折り方が決まっており、真ん中から縦に谷折り、ついで二度折って八つ折りにする。一方、包紙（上巻）は、大高檀紙を二つ折りにし、さらに三つ折りにして、上下を折り返し（折懸封）、表面の下部に宛名が記されている。²⁴

③ 領知高記載の変化 — 「高直し」の影響 —

大名の支配する領地の規模・生産力を示す数値である領知高（朱印高）によって、近世の統一政権（豊臣政権・江戸幕府）は、大名に奉公の負担を課した。近世の階層的身分制度には序列があり、家格が存在していた。武士の社会であれば、基本的にはどれくらい主君から領地を与えられているか、それによる奉公が可能であるかによって序列が定まり、それに応じて家格も定まる。その結果、自然と大名の序列は領知高を一つの基準とするようになった。²⁵

盛岡藩主南部家は、存続の危機や幕府による二度の高直しを経るなかで、その領知高に変動がみられる。寛文四年に領知宛行状の発給をうけた数か月後、盛岡藩主南部重直は継嗣が定まらぬまま没し、同年一二月六日、遺領一〇万石のうち八万石が弟重信、二万石が弟直房に、²⁶それぞれ「山城守跡目と不存、しん儀二御とりたて被召仕候と存」という名目で与えられた。天和三年（一六八三）五月七日、盛岡藩主南部重信に対して、「常々実体二御奉公相勤申候、領内場も広候由被聞召候」という理由で「拾万石之御軍役相務可申」と申し渡され、領知高が再び一〇万石となった。²⁸先にみたとおり、領知判物と朱印状の差違は、一〇万石という石高によって分かれていた。南部家に宛てた領知宛行状は、いず

れも將軍の花押を据えた判物で、一〇万石以上の大名の格式に則っている。重信が新儀取り立てという立場であったり、領知高に変動があったりしたにもかかわらず、八万石の時代に継目安堵がなかったため、領知判物に記載された領知高からは、重信の新規取り立てや重直遺領の分割がなかったかのようにみえてしまう。

つぎに、二通の領知宛行状を見比べたい。まず、天明八年（一七八八）三月五日、江戸幕府十一代將軍徳川家斉が、盛岡藩主南部慶次郎信敬^{のぶのり}（のち利敬^{としたか}）に与えた領知判物である。

陸奥国北郡・二戸・鹿角・閉伊・岩手・稗貫・和賀七郡、并三戸郡之内式拾六箇村、九戸郡之内三箇村、紫波郡之内四拾八箇村、高拾万石^{別目録在事}紙在事、充行之訖、依代々之例領知之状如件、

天明八年三月五日（花押）

南部慶次郎とのへ

もう一通は、天保十年（一八三九）三月五日、同じく十二代將軍徳川家慶が、時の盛岡藩主である「盛岡侍従」こと南部利済に与えた領知判物である（図2参照）。

陸奥国北郡・二戸・鹿角・閉伊・岩手・稗貫・和賀七郡、并三戸郡之内式拾六箇村、九戸郡之内三箇村、紫波郡之内四拾八箇村、高式拾万石^{別目録在事}紙在事、充行之訖、可領知之状如件、
天保十年三月五日（花押）

盛岡侍従とのへ

二通の文書は一見同内容にみえるが、日付や、差出人である將軍の花押と受取人である盛岡藩主の呼称が異なるほかに大きな違いがある。そ

これは、判物に記載される領知高の記載である。天明八年の家斉発給の判物では一〇万石となっているが、家慶から家茂までの判物は二〇万石となっている。また、家斉の判物は「依代々之例」と、それまでの將軍の先例に倣って領地支配を認めるとしていたものが、つぎの家慶の判物では単に「可領知之状」とある。つまり、文面からすれば代々の例に則っていない形で、南部家の領地支配が認められていることになる。

二通の領知判物の記載の差は何によって生じたものであろうか。実は二通の判物が発給される間に、盛岡藩にとっては重大な変化が起こっていた。文化五年（一八〇八）十二月十八日、急参勤を命じられ、前々日に領国の盛岡から江戸に到着したばかりの盛岡藩主南部利敬は、前日付の老中奉書で呼び出しを受け登城したところ、本丸御殿の御白書院椽頼で、老中列座の中、老中青山下野守忠裕から、東西蝦夷地一円の警固を「永々」命じるとともに、南部家の領知高をそれまでの一〇万石から二〇万石とし、利敬の官を侍従に進めたのである。²⁹幕府によって領知高の増加がなされることを「高直し」という。³⁰盛岡藩の領知高、すなわち表高が、一〇万石から二〇万石に増えているのは、このような背景がある。通常あり得ないこと、幕府があえて原則を破り、大名としての南部家の序列が上昇するということであり、武家社会に与える影響も小さいものではなかったのである。

高直しの痕跡は、領知高記載のほか、宛所が「盛岡侍従とのへ」と記載されるようになることや、³¹領知判物の宛行文言にみられる。南部家宛の判物の宛行文言は、初期から前期にかけて「全可令領知之状如件」（徳川家光）、「全可令領知者也」（家綱・綱吉）、「宜有領知者也」（家宣）と

変化し、吉宗から家斉にかけては「依代々之例領知之状如件」と定着する。しかし家慶のもので「可領知之状如件」と変化をみせた後、「依天保之例領知之状如件」（家定）となり、家茂の判物にいたって吉宗のものと同様の「依代々之例領知之状如件」となる。³²家慶の判物の宛行文言が異なるのは、旧来の例と異なる記載内容である判物を発給することとなり宛行文言に変化が現れたと考えることができる。³³

ここで触れておきたいのは、幕府が元禄七年（一六九四）五月朔日に出した達である。³⁴この達では、今後一萬石以上の面々が加増または所替をされる場合に朱印状が発給されること、領知判物を下される大名（一〇万石以上ないし侍従以上）に対しても加増または所替の場合には朱印状を発給すること、その適用はこの年正月に遡及して行うものとされた。この達については、大野瑞男氏や針谷武志氏、種村威史氏らが言及している。³⁵検討によれば、阿部家（忠秋流）に発給された領知宛行状・領知目録のうち、加増・村替等によって発給が行われたものがあるという。さらに大野氏によれば、この場合の領知目録の差出者は、奉行ではなく在職中の老中連署による点の特徴である。

本来ならば元禄七年以降の領地の移動、石高の加増による変動の際に朱印状が発給されるはずであり、その事例も先行研究において存在が確認されているのだが、南部家の場合、寛文四年の遺領分割・天和三年の高直しの場合には、元禄七年以前でもあるため、領知宛行状・領知目録等の発給はみられない。問題は文化五年の場合である。この折南部家では、幕府に領知宛行状の発給を願い出るべきかどうかについて老中に伺いを立てたところ、ついで折に発給するので別段願い出るには及ばな

いとの回答を得たが、結局天保十年の徳川家慶による発給時に至るまで二〇万石と記載された判物を得ることがなかったのである⁽³⁶⁾。

盛岡南部家と同様に蝦夷地警備の見返りに高直しがなされた弘前藩主津軽家の場合をみてみよう。津軽家は元禄十一年（一六九八）上野国に有していた所領一五〇〇石と又分家の断絶・領地収公によって津軽郡内に出来た天領（表高一二八石三斗五升）との交換がなされ、その差額は同国伊達郡内に与えられている⁽³⁷⁾。また、蝦夷地警備と絡んでの高直しが二度にわたって行われ、文化二年（一八〇五）五月に七万石、同五年十二月には一〇万石の領知高となっており、南部家と同様領知高に變動がみられる⁽³⁸⁾。元禄十一年の段階で領域に變動があるため、南部家よりも領知朱印状発給の条件が存在しているように思われる。しかし、現存する津軽家宛の領知宛行状・領知目録には、元禄七年の達が適用されればこれらの所替で発給されて然るべき朱印状・判物・領知目録が、南部家同様存在しない。天保九年（一八三八）七月、將軍家慶の代替朱印改に際して、弘前藩では朱印改懸寺社奉行牧野忠雅に対し、文化二年、同五年の高直しの際には朱印状や領知目録が書き換えられなかったため、この朱印改を機に一〇万石の格式に適合する領知判物の発給を願い出る書面を提出した。これに対して幕府側は翌月付札で「御書面之通御判物御書替可被下候事」と、判物を発給することを伝えている⁽³⁹⁾。つまり、南部家・津軽家の対応をみると、いわゆる文化の高直しに当たって領知宛行状類が発給されるとみなしていたと考えられる。

いずれにせよ、南部家・津軽家の事例だけをみれば、元禄七年の達によって領知朱印状の発給に至っておらず、達は機能していないことにな

る。かようなことが起こった理由を考えてみたい。

藤井讓治氏は、この元禄七年の達によって領知朱印状が発給されたのは十代將軍徳川家治の代までとしている。ただそれがなぜ家治の代までなのか、それ以降については実際に発給も、また大名たちからも発給を願い出る願い出もなかったのか、ということについては言及がない⁽⁴⁰⁾。実際に、南部家・津軽家では、高直しには領知宛行状類の発給もあり得ることを想定していたし、南部家のように発給を伺い出たにもかかわらず、ついでの際に発給するという返事のみだったのである。

もう一点、針谷武志氏は、白河藩主阿部家の事例を検討する中で、近世前半期には転封にいたらぬ村替であっても領知朱印状と領知目録が発給されているが、後期の文政六年（一八二三）武蔵忍から白河への転封の際には発給されておらず、同年九月付で幕府勘定組頭が実務を行い、村と村高を決定して作成し、陸奥浅川代官に送付し、村々の引き渡しの際に阿部家に交付した「御領知郷村高帳」が残されていることから、近世後期には下位者による発給のみでも充分に領知権が保証されているとみなされたのだろうとしている⁽⁴¹⁾。

文化度の南部・津軽両家が領知宛行に関する文書を発給されなかったのは、この高直しによって支配する領域が拡大、縮小したわけではなく、支配領域は従来のみままで所領高のみが増すに止まったためだと推測される。このことは、先に触れた津軽家の届書において、二度の高直しについて述べた後、「持領之内ニ而被召直、其節外ニ御足高拝領地無御座候」と、支配領域が拡大していないことについてふれていること、そして阿部家の事例において領域の異同、村替などで領知宛行に関する文書が発給さ

れていることからもうかがえるのではないか。⁽⁴²⁾

藤井・針谷両氏の見解や南部・津軽家の実例を踏まえると、近世後期には元禄七年の達で定められた領知朱印状と老中連署による領知目録の発給が行われなくなっていたとも考えることができる。

④ 領知記載内容の変化

寛永次発給の領知判物で、南部家の領域が「北郡・三戸・二戸・九戸・鹿角・閉伊・岩手・志和・稗貫・和賀拾郡」と郡名によりはじめて具体的に示された。郡名とその範囲がこの判物発給の過程で定まったことになるが、それ以降のものでは表1に記載したように変化がみられる。⁽⁴³⁾

領知判物の書式では、郡・村は一円知行の際、その次第を高次第（高の多い順に記載）とし、居城郡は高が少なくとも最初に記すということとされているが、表1に示す領知記載は、上から領知目録の記載順に列記をしている。そこから明らかのように、盛岡南部家宛の領知判物では、正徳次までに発給された領知判物において、郡次第が高の多い順ではなく北からの配列となっており、また享保次以後の判物では、一円知行の郡がほぼ北から順に記された後、一円知行ではない郡がこれも北から順に、郡毎に知行する村数を明記して記すようになる。さらに、居城地盛岡のある岩手郡は最初に記載されていない。つまり、通常の書式とは大きく異なっているのである。さらに、領知宛行状の書式の原則から、北郡・二戸・鹿角・閉伊・岩手・稗貫・和賀の七郡は、郡域全体が南部家に対し与えられたことを示す。一方、それに続く、例えば「三戸郡之内」というように、「之内」という言葉が入ると、これは郡の一部を与える

ことを示す。三戸郡には、盛岡藩の他、寛文四年の幕府裁定に伴い、その翌年から八戸藩領が設定されていた。⁽⁴⁶⁾つまり、ここでは八戸領を除く三戸郡の一部、二六か村が与えられていることになる。同様に、九戸郡、志和（のち紫波）郡にもそれぞれ八戸領があるため、全体ではなくその一部を与えることが示されている。

一方、領知判物と同時に発給される領知目録について触れておくと、盛岡南部家宛の目録記載内容では、郡毎に村数・郡名・郡の石高が列記されるといふ書式である。郡一円知行が存在しているのにも関わらず、通常の書式である「〇〇郡一円」といった記載はなされず、また、城下のある郡を冒頭に記すのが通例だが、正徳度以前のものではほぼ盛岡藩領の北から順に郡毎の記載が行われるのに対し、享保度以後のものは一円知行の郡を北から順に書き、その後部分的に領している郡を北から順に記載するようになる。幕府が発給する領知目録でなぜこのような原則と異なる記載が行われたのか、一円知行記載にこだわる大名もいる中⁽⁴⁸⁾で、南部家が記載方の訂正を求めなかった理由は定かではない。また記載される村名や郡名も、のちに天保度の実例を紹介するように、仔細に内容を検討すれば多少の変化がみられる。郡毎の高記載も領知判物の記載同様、高直しを反映している。一〇万石高直し後初めての貞享元年発給の目録と、文化五年の二〇万石高直し以降初めて発給された天保度の目録とでは、表2に示す通り、実は村数の増加はなく、郡毎の高のみが、領知高が増加したことを反映して増加している。ただし、各郡が一律に高を増加させているわけではない。

⑤ 異例な正徳次領知宛行状

さて、盛岡南部家に発給された領知宛行状のうち、正徳二年に南部利幹に宛てて徳川家宣が発給した領知宛行状の記載内容や書式は、その前後のものと大きく異なる。まず、正徳次発給の判物とその前後に発給された判物を挙げ、検討しよう。

- (a) 貞享元年（一六八四）九月二十一日付南部重信宛徳川綱吉領知判物
陸奥国北郡・二戸・鹿角・閉伊・岩手・稗貫・和賀、并三戸之内式拾六箇村、九戸之内三箇村、志和之内四拾八箇村所々、高拾万石別録在紙
事宛行之訖、全可令領知者也、仍如件、

貞享元年九月廿一日（花押）

南部大膳大夫とのへ

- (b) 正徳二年（一七一一）四月十一日付南部利幹宛徳川家宣領知判物
陸奥国森岡領北郡・二戸・鹿角・閉伊・岩手・稗貫・和賀七郡、并三戸・九戸・志和等之地七拾七箇村、都合拾万石別録在紙、依寛永以来之旧規宛行之訖、宜有領知者也、仍如件、

正徳二年四月十一日（花押）

南部信濃守とのへ

- (c) 享保二年（一七一一）八月十一日付南部利幹宛徳川吉宗領知判物
陸奥国北郡・二戸・鹿角・閉伊・岩手・稗貫・和賀七郡、并三戸郡之内式拾六箇村、九戸郡之内三箇村、紫波郡之内四拾八箇村、高拾万石別録在紙事宛行之訖、依代々之例領知之状如件、

享保二年八月十一日（花押）

南部大膳亮とのへ

(a)・(c)と(b)（図3参照）には書式に大きな違いがあることが明らかである。(b)では、南部家の領地をそれまでの記載とは異なり「陸奥国森岡領」と表現し、その領域に属する郡名を列記し、また一郡に満たない郡の村数をまとめた形である。藤野保氏は、領知判物について、文書の様式はほぼ一定しており、とくに寛文次の領知宛行状の交付以降、その様式は画一化、定型化したとするが、⁴⁹正徳度の判物には領知記載や宛行文言などに前後の時期とは大きく異なる特徴が存在する。

(a)の判物が発給された貞享の朱印改においては、「御判物・御朱印御文言并領知目録等、充所高下、殿文字、先御代、寛文四年之控并図を以此度無相違調之」と史料にみえるように、⁵⁰文面は寛文印知の踏襲であったことがわかる。しかし、(b)の判物は従来と異なる文面であり、(c)の判物にみるように踏襲されなかった。正徳発給の領知宛行状の文面が異例であることは、南部家の特殊事例ではない。全国的にみても正徳次発給の朱印状・判物の文面は以前・以後のものとは大きく異なっている。⁵¹

正徳次の判物が特異な姿をみせるのは、作成に家宣・家継の二代にわたり幕政に参画した新井白石が関与したことが大きい。彼の正徳二年の日記によると、同年二月二十三日条に「御代替二諸大名衆へ被下候御朱印案指上ル」とあるのを初めとして、翌日条に「御朱印案指上ル」、翌々日条に「御朱印案指上ル、今日二而大名衆之分相済」とあり、大名に対して発給される判物・朱印状の案文を白石が提出していることがわかる。また四月朔日には間部詮房から判物・朱印状の写しが白石に届けられている。また五月六日条には「今日、堂上御判物御朱印之案差上ケ畢」とあり、公家衆への知行判物・朱印状の案文も白石が作成して提出してい

ることがわかる。⁵² また白石の自叙伝「折たく柴の紀」にも、大名へ領知朱印状を与えるための草案を求められたため、白石は家宣の意向も反映させながら案を作成し、二月二十三日から二十五日にかけて草案を提出した⁵³こと、その後公家衆・寺社宛の知行宛行状の草案についても求められたが、終わらぬうちに家宣が死去し発給が頓挫したと記されている。⁵⁴ 正徳の朱印改への新井白石の関与については、彼の伝記や、政策・思想の研究でも詳しく言及されたことはなかった。⁵⁵ しかし、以上の史料からみて、大名に宛てられた領知宛行状の案文作成者は白石で、さらに実施されなかったものの公家衆・寺社宛の知行宛行状の草案も求められており、將軍徳川家宣の意向も取り入れられて起案されていたことも明らかになった。正徳の大名宛領知宛行状にみられる特異な書式は、家宣・白石の構想によるものと考えられる。

白石が従来と大きく異なる文面の領知宛行状を起草した理由を考えると、ケイト・W・ナカイ氏の白石を論じる言及に注目する必要がある。氏は、家宣・家継の時代における白石の政策的立場を、將軍権力を強化し、その權威の向上を志向したものとし、幕府支配域の再定義を図るなかで、將軍を「天領支配の大名中の単なる第一人者ではなく、真に天下を支配する者にしようとした⁵⁶」と位置付けている。この論旨にもとづけば、領知宛行状にみられる「○○国△△領」の記載は、△△領と記載することで、所領名・領域支配を明確にするとともに、その領域を將軍が承認することで、將軍の領知宛行権の強化を図り、大名に対する優位性を明確にし、領知宛行状という文書が持つ將軍の權威性を高めようとしたものではなかったか。正徳の朱印改もこの時期に行われた白石主導に

よる対朝鮮外交や武家諸法度の改訂と同様、將軍権力・權威の強化に近づけようとした一連の動きに含まれるものとみてよい。

ただ、領知宛行状の文面からうける印象としては、実質的に領知の内容がかわらないにも拘わらず、領知記載が煩雑かつ文飾的となり、その結果として難解になった印象もある。例えば、一か国以上の領域を有した加賀藩主前田綱紀宛⁵⁶、薩摩藩主島津吉貴宛の領知判物をみると、前田綱紀宛のものでは「加賀国領」とし、その内容は「加賀・能登・越中三箇国之地……」と続く。また島津吉貴宛のものでは「薩摩国領」を「薩摩・大隅両国之地并日向国諸県郡中……」とするなど、領分の代表的な国名（この場合は、大名の居住する城下が所在する国名）を冒頭に挙げ、加賀国領、薩摩国領とし、続けて加賀・薩摩をそれぞれ他の領分の国と合わせて記すが、そのために加賀・薩摩が二重記載となるなど、記載が煩雑になっている。また綱紀宛の判物では「加賀・能登・越中三箇国之地、除江沼・能美・婦負・新川等郡中拾八万百七拾余之外」と、領域から除かれる郡名を加賀・能登・越中三国に属する郡の一括記載としてしまい、いずれの国に属するかわかりにくく、個別の郡に有する村数・領知高の記載も不明確である。領分記載で、国郡制による地名記載を白石がとっていることからみて、地理にも一家言を持つ白石は、古来の国郡制原理から解放されたまま、「○○国△△領」という領分記載概念を新たに盛り込み、記載に混乱を生じたようにみえる。いわば白石の理想が勝ちすぎたものだといえようか。

(c)の朱印状を発給した徳川吉宗は、將軍就任後、旧例を重んじる方針を立てた。そして譜代老中層を中心として反発の強かった白石と間部詮

房が中心となった前代までの政治を転換し、例えば朝鮮通信使の接遇や天和次の旧例に戻したり、儀式的の服制を復古することにみられるように江戸城中における礼式を改正したり、武家諸法度を「簡易」であるとして白石改訂の正徳令から綱吉時の天和令に復したことが知られている。吉宗は白石を「筑後守は文飾多きもの」と捉えていた。⁽⁵⁸⁾ 吉宗からすれば、一連の政治転換同様、白石による正徳朱印改の書式は「簡易」ではなく「文飾」で実際的ではないと映ったのではないか。事実、(a)・(c)の宛行状を比較すれば、書式的に近付いたものであることが分かる。

もうひとつ、家宣・家継將軍期において、白石は従来幕府儒者である林家が行ってきた判物・朱印、年号・將軍の諱や忌服、墓所の石槨銘撰定、外交などの職掌にことごとく介入し、林家が司ってきた先例を改めてきた。しかし、古格を重んじる吉宗政権においては、幕初からの秩序形成に一定の役割を果たしてきた林家の立場は必要な存在となったと考えられる。⁽⁵⁹⁾ 朱印改に従前から強く関与してきた林家が、白石の作り出した新秩序を否定しようとしたとしてもおかしくはない。⁽⁶⁰⁾ 領知宛行状の書式の変更も、旧例を重んじ、「文飾」政治路線と訣別する意味合いが込められているものだと考えたい。

以上みてきたように、盛岡南部家宛の領知判物・領知目録は、二度の高増を契機としてその後最初に発給されるものから変化がみられることが明らかとなった。しかし、文化五年の高直し時に領知高が二倍に増加しているのにもかかわらず、その後の発給でも判物における領知記載の内容には変化がなく、領知目録に記載される郡・村数にも変動がなく、郡毎の高のみが数字の操作によって増加するという、高直しの実態を反

映した記載の変更がみられる。また、正徳次の発給では、領知記載や宛行文言などでそれ以前・以後とは書式の面で大きく異なる判物が発給されている。これは藩・大名家側の事情というよりも幕府側の事情が大きく作用したとみられる。

(以下、次号)

註

- (1) 早稲田大学大学史編集所監修『大隈伯昔日譚』(明治文献、一九七二年) 四〇四頁。
- (2) 金澤理康「大名の封建負担」(『早稲田法學』二二二、一九四五年)、藤野保「領地」(『日本古文書學講座 六 近世編I』雄山閣出版、一九七九年)、笠谷和比古「幕藩関係概論」(『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、一九九四年)。
- (3) 厳密には、生存している当主が隠居を願い出る場合の代替わりと、当主が死亡した際の代替わりの場合がある。笠谷、前掲「幕藩関係概論」、および大森映子『お家相続 大名家の苦闘』(角川書店、二〇〇四年) 一二〜一五頁。
- (4) 藤井讓治「家網政権論」(松本四郎・山田忠雄編『講座日本近世史(四) 元禄・享保期の政治と社会』有斐閣、一九八〇年)。
- (5) なお、慶長九年(一六〇四)に徳川家康が松前慶広に与えた「国政の御黒印」と呼ばれる黒印状(北海道博物館蔵)を先例として、松前藩主松前家に対してのみ、通常の領知判物とはことなり、本州方面から松前にやってきた者が松前藩の許可なくアイヌと商売すること、松前藩に許可なくアイヌと売買することを禁じ、さらにアイヌに対する非分の行いをしてはならないこと、一方、アイヌに対しては自由往行を認めると

いった内容をもつ三箇条の条書が渡されている（家康は黒印状、それ以降は朱印状）。

- (6) 大野瑞男「領知判物・朱印状の古文書学的研究―寛文印知の政治史的意義（一）―」（『史料館研究紀要』一三、一九八一年）と、盛岡南部家宛領知目録の実見による。

- (7) 領知宛行状類の古文書学的概説として、藤野、前掲「領地」（『日本古文書学講座 六 近世編Ⅰ』雄山閣出版、一九七九年）、浅井潤子「判物・朱印状」（日本歴史学会編『概説 古文書学 近世編』吉川弘文館、一九八九年）、笠谷和比古『近世武家文書の研究』（法政大学出版局、一九九八年）四一～四五頁などがある。

- (8) 大野瑞男「寛文朱印留」解題（国立史料館編集 発行『寛文朱印留』上、一九八〇年）、前掲「領知判物・朱印状の古文書学的研究―寛文印知の政治史的意義（二）―」、「領知判物・朱印状」再論（『東洋大学文学部紀要』五三・史学科篇二五、二〇〇〇年）、「領知宛行状について」（『歴史と地理』五四〇、二〇〇〇年）。

- (9) 藤井讓治『徳川幕府家領知宛行制の研究』（思文閣出版、二〇〇八年）。

- (10) 石井良助「大名の御代替朱印改について―棚倉藩の場合―」（牧健二博士米寿記念論集刊行会編『牧健二博士米寿記念日本法制史論集』思文閣出版、一九八〇年）。

- (11) 藤實久美子「江戸時代中後期の「判物・朱印改め」について」（『学習院大学史料館紀要』一二、二〇〇三年）、「江戸時代中後期の領知判物・朱印および領知目録の授受儀礼」（『学習院大学史料館紀要』一三、二〇〇五年）。

- (12) 針谷武志「阿部家文書の概要」（白河市歴史民俗資料館・白河集古苑 編集・発行『武家の文化―近世大名阿部家の遺宝―』一九九六年）。

- (13) 筆者は、執筆に関わった梶尾俊哉監修・「新編 弘前市史」編纂委員

会編集『新編 弘前市史』通史編2（近世1）（弘前市企画部企画課、二〇〇二年）一三九～一四七頁において、若干の言及を行った。

- (14) 大野瑞男編『史料が語る日本の近世』（吉川弘文館、二〇〇二年）所収。
(15) 『青山史学』一三二（二〇〇五年）所収。

- (16) 前掲「江戸時代初期における領知朱印改と大名―寛永朱印改における南部家の事例を中心に―」。

- (17) 拙稿、前掲「寛文印知」と奥羽地方」。

- (18) 種村威史「寛文印知以降の領知朱印改について」（『国史学』二〇三、二〇一一年）において、のちに触れる元禄七年の達を受けて徐々に作成され、以降の領知宛行状類の書札礼を示したものと指摘がある。

- (19) 必ずしも作法書通りに文書が作成されることばかりではない。この「御朱印作法書」どおり実際の領知宛行状類が調製されたかという点については、筆者が以前閲覧したことのある弘前藩主津軽家に宛てた領知朱印状・判物の実例をみると、例えば料紙の折り方と印判・花押の据え方について、宝永次以降の領知朱印状は、作法書記載の通り、折り目と折り目の真ん中に年号が記され、その下に朱印が捺されている。しかし、一〇万石になって以降発給された領知判物においては、折り目と折り目の真ん中に年号が記されるが、安政二年の徳川家定領知判物は、花押の下画の始点が折り目に懸かっており、また、安政七年の徳川家茂領知判物では、家茂花押の下画が折り目に懸かってしまっており、將軍の花押の形状によって、年号を折り目と折り目の真ん中に書いたとしても、折り目に花押の画が懸かる場合がある。一方、料紙の折り方については、元禄七年以前に発給された寛文・貞享のものも八つ折であることには変わりがなく、特段目新しいものではない。本質的には、元禄七年の達による朱印状発給の開始や宝永朱印改時の書札礼の特異性を重くみるべきだろうし、そのあとの吉宗による家宣時代の書札礼の否定と、貞享次へ

の復古がそれ以降の領知朱印状の書札札に与えた影響も重視されるべきだろう。もし「御朱印作法書」が以降の領知宛行状に影響を与える面があったとするならば、それまでの朱印改において整えられてきた書札札が整理され、以降の領知宛行状の書札札の洗練に影響を与えたということになるのだろうか。

(20) 拙稿、前掲「江戸時代初期における領知朱印改と大名―寛永朱印改における南部家の事例を中心に―」。

(21) 同右。なお、寛文四年発給の南部重直宛領知目録は、青森県史編さん近世部会編集『青森県史』資料編近世4（青森県、二〇〇三年）の口絵に図版が掲載されており、体裁を知ることができるので、あわせて参照されたい。

(22) 「麴町御系譜御書上写並三田様同断」（岩手県立図書館蔵）、および天保八年十月十六日付南部家家臣小松原庸治届書（「天保八丁酉年十月分翌戌三月迄利済公御留守留・同九月迄利済公御留守留」所収）。なお、麴町南部家は府留・信侯公為御名代初而御暇御留守留」所収）。なお、麴町南部家は文政二年（一八一九）に大名に取り立てられている（「七戸南部政信家譜」）。

(23) 例外として、老中・所司代・大坂城代に就任したことにより、従四位下以上の官位を得た大名については、領知判物を与えられた。

(24) 寛文印知における発給文書形態の詳細は、大野、前掲「領知判物・朱印状の古文書学的研究―寛文印知の政治史的意義（一）―」を参照されたい。

(25) したがって、その基準値を動かせば大名の序列に大きな変動を生じため、「寛文印知」において、一度決定した領知高は動かさないことが原則とされた（拙稿、前掲「寛文印知」と奥羽地方）。

(26) 「柳営日記（寛文年録）」（国立公文書館蔵）寛文四年十二月六日条。

(27) 於北（南部利直娘、家臣北左衛門佐室）、中野吉兵衛内室（利直娘）宛南部重信書状抜粹（「書留」のうち「御家督・所々御出」）。

(28) 「盛岡藩家老席雜書」天和三年五月十三日条。

(29) 「系譜（弘化三年南部信濃守書上）」。

(30) 飯沼二郎『石高制の研究―日本型絶対主義の基礎構造』（ミネルヴァ書房、一九七四年）一七八―一七九頁。ただし、同書においては、「領主みずから幕府に請うて、表高（領知高）の変更をおこなうこと」と定義されているが、盛岡藩の「高直し」をめぐることは、幕府に「高直し」を願い出る願書を提出した形跡はなく、「領主みずから幕府に請うて」という形ではない。この点から、飯沼氏による定義は見直されるべきである。

(31) 文化五年の高直し後、最初の発給となった天保時の発給以降、宛所は「盛岡侍従とのへ」へと変わった。高直し以降、当主が初官従四位下、侍従成が恒常化したことが原因である（「御系譜」もりおか歴史文化館蔵）。

(32) なお、「寛文印知」の書式では、先判ある時は年号月日を載せ、二判の時は「任両先判旨」、一代前と三代前の先判がある場合には「任先判之旨」として「両」の字を除く。先判があっても所替か、先判なき時は「如前々充行之訖」と書き、当代の加増・減知がある場合には前々とは書かないと定められていた（大野、前掲「領知判物・朱印状の古文書学的研究―寛文印知の政治史的意義（一）―」）。

(33) 江戸時代を通じて石高等に変動のない土佐山内家の事例によれば、吉宗以降宛行文言は定着をしている（大野充彦「江戸幕府発給文書について」、高知県教育委員会文化振興課編集『高知県歴史資料調査報告書土佐藩山内家歴史資料目録』高知県教育委員会、一九九一年）。本来定着していく宛行文言に変化が生じるのは、高直しがあったためと考えべきだろう。

(34) 「教令類纂初集」三十五（「内閣文庫所蔵史籍叢刊 三一 教令類纂初

集(一)』、汲古書院、一九八二年、六四五頁)。

- (35) 大野、前掲「領知判物・朱印状」再論」、および針谷「阿部家文書の概要」、藤井、前掲『徳川幕府家領知宛行制の研究』三四四～三七九頁、種村威史「領知宛行制史における元禄七年令の位置」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』六、二〇一〇年)、同、前掲「寛文印知以降の領知朱印改について」において言及されている。
- (36) 「天保八丁酉年十二月同九年・同十年八月迄御様子書下留」。
- (37) 『黒石市史』通史編I(黒石市、一九八七年)一一六頁。
- (38) 「新編 弘前市史」編纂委員会編集『新編弘前市史』資料編三・近世二(弘前市企画部企画課、二〇〇〇年)一五三～一六〇頁。
- (39) 「御朱印書替之節拾万石高御判物被下度御願書」(弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書)。
- (40) 藤井、前掲『徳川幕府家領知宛行制の研究』三四四～三七九頁。
- (41) 針谷、前掲「阿部家文書の概要」による。
- (42) 先に述べた元禄十一年の津軽家の村替の場合、朱印状・領知目録が発給されなかった理由については、今後検討する必要がある。
- (43) 前掲「江戸時代初期における領知朱印改と大名―寛永朱印改における南部家の事例を中心に―」。
- (44) 大野、前掲「領知判物・朱印状の古文書学的研究―寛文印知の政治史的意義(一)―」。
- (45) 「御朱印書式」(菊池駿助編輯『徳川禁令考』前聚第四帙、吉川弘文館、一九三二年、四八〇～四八一頁)。
- (46) 経緯については、拙稿「盛岡・八戸両藩の分立―経緯の再検討と考察―(下)」(『弘前大学國史研究』一二二、二〇〇七年)を参照されたい。
- (47) 「貞享御判物御朱印改記」(国立公文書館蔵)。なお、大野、前掲「領知判物・朱印状の古文書学的研究―寛文印知の政治史的意義(一)―」

において翻刻されている。

- (48) 例えば、享保次の発給の際、弘前藩主津軽信寿は、將軍徳川家綱と網吉から発給された領知目録に「陸奥国津軽郡一円」と記載されたのに、家宣が発給した領知目録に「一円」の文字が記されなかったことから、発給される領知目録では「一円」という記載を復活するよう願書を提出した。津軽家では老中や朱印改奉行に申し入れたが、結局この時には実現せずに終わった(「御領知御目録御願之儀二付御書付之扣」青森県立郷土館蔵)。なお、この点は、拙稿「北方史の中の津軽 一二五 津軽地域三郡の統合」(『陸奥新報』二〇一三年十一月十八日付朝刊)において言及したので、参照されたい。
- (49) 藤野、前掲「領地」。
- (50) 前掲「貞享御判物御朱印改記」。
- (51) 正徳次発給の朱印状・判物の特異性について言及したものは、前掲『武家の文化―近世大名阿部家の遺宝―』中、忍藩主阿部正喬に対して発給された判物を紹介した文中に、「郡ごとの村数ではなく国ごと村数を記すことや、「目録具載別紙、任元禄之旧規」の表現など他の判物との文言に差異がある」(同書七二頁)との指摘がある。また、種村、前掲「寛文印知以降の領知朱印改について」でも言及されている。
- (52) 「委蛇日録」十四(東京大学史料編纂所編纂『大日本古記録 新井白石日記』下、岩波書店、一九五三年、一四七・一五〇～一五二頁)。
- (53) 「折たく柴の紀」中(宮崎道生『定本折たく柴の記釈義 改訂版』近藤出版社、一九八五年、三三五頁)。
- (54) たとえば宮崎道生氏は、正徳の朱印改について「朱印状起草については特記すべきこともないので」と記している(宮崎、前掲書、三三五頁)。なお、本稿のもとになる研究発表後に、種村威史氏が白石の関与を指摘し、検討を加えている点に注目したい(前掲「寛文印知以降の領知朱印

改について)。

- (55) ケイト・W・ナカイ(平石・小島・黒住訳)『新井白石の政治戦略―儒学と史論―』、東京大学出版会、二〇〇一年、七一頁。
- (56) 「復古記」卷七十五第一 明治元年閏四月十九日条(東京帝国大学蔵版『復古記』第四冊、内外書籍、一九二九年、四〇一頁)。
- (57) 「旧記雜録追録」卷四十六(鹿児島県維新史料編さん所編集『鹿児島県史料 旧記雜録追録三』、鹿児島県、一九七三年、六頁)。
- (58) 室鳩巢「兼山秘策」(瀧本誠一編『日本經濟大典』第六卷、明治文献、一九六六年、六四〇～六四一頁)。
- (59) 荻生茂博「江戸幕府儒者林家の位置―將軍家と林家―」(『米沢史学』九、一九九三年)。
- (60) 辻達也『徳川吉宗』(人物叢書新装版、吉川弘文館、一九八五年)二七～二八頁。

(ちば・いちだい 青山学院大学・聖心女子大学講師)

表1 盛岡南部家宛領知行状一覧

年月日	差出	宛所	宛所の発給時の官位	種別	事由	領知記載	石高合計	宛所書き出しの位置	宛所への敬語
寛永11(1634).8.4	徳川家光	南部重直	従五位下	判物	將軍上洛に伴う	陸奥国北郡・三戸・二戸・鹿角・閉伊・岩手・志和・稗貫・和賀10郡	10万石	花押の一画目と同じ高さ	とのへ
寛文4(1664).4.5	徳川家綱	南部重直	従五位下	判物	継目安堵	陸奥国北郡・三戸・二戸・鹿角・閉伊・岩手・志和・稗貫・和賀所々	10万石	花押の一画目とほぼ同じ高さ	とのへ
貞享元(1684).9.21	徳川綱吉	南部重信	従四位下	判物	継目安堵	陸奥国北郡・二戸・鹿角・閉伊・岩手・稗貫・和賀・三戸之内26箇村、九戸之内3箇村、志和之内48箇村	10万石	花押の一画目とほぼ同じ高さ	とのへ
正徳2(1712).4.11	徳川家宣	南部利幹	従五位下	判物	継目安堵	陸奥国森岡領北郡・二戸・鹿角・閉伊・岩手・稗貫・和賀7郡、三戸・九戸・志和等之地77箇村	10万石	花押の一画目と同じ高さ	とのへ
享保2(1717).8.11	徳川吉宗	南部利幹	従五位下	判物	継目安堵	陸奥国北郡・二戸・鹿角・閉伊・岩手・稗貫・和賀7郡、三戸郡之内26箇村、九戸郡之内3箇村、紫波郡之内48箇村	10万石	花押の一画目と同じ高さ	とのへ
延享3(1746).10.11	徳川家重	南部利視	従五位下	判物	継目安堵	陸奥国北郡・二戸・鹿角・閉伊・岩手・稗貫・和賀7郡、三戸郡之内26箇村、九戸郡之内3箇村、紫波郡之内48箇村	10万石	花押の一画目とほぼ同じ高さ	とのへ
宝暦11(1761).10.21	徳川家治	南部利雄	従五位下	判物	継目安堵	陸奥国北郡・二戸・鹿角・閉伊・岩手・稗貫・和賀7郡、三戸郡之内26箇村、九戸郡之内3箇村、紫波郡之内48箇村	10万石	花押の一画目とほぼ同じ高さ	とのへ
天明8(1788).3.5	徳川家斉	南部利敬	幼少無官	判物	継目安堵	陸奥国北郡・二戸・鹿角・閉伊・岩手・稗貫・和賀7郡、三戸郡之内26箇村、九戸郡之内3箇村、紫波郡之内48箇村	10万石	花押の一画目とほぼ同じ高さ	とのへ
天保10(1839).3.5	徳川家慶	南部利濟	従四位下侍従	判物	継目安堵	陸奥国北郡・二戸・鹿角・閉伊・岩手・稗貫・和賀7郡、三戸郡之内26箇村、九戸郡之内3箇村、紫波郡之内48箇村	20万石	日付の「日」と同じ高さ	とのへ
安政2(1855).3.5	徳川家定	南部利剛	従四位下侍従	判物	継目安堵	陸奥国北郡・二戸・鹿角・閉伊・岩手・稗貫・和賀7郡、三戸郡之内26箇村、九戸郡之内3箇村、紫波郡之内48箇村	20万石	日付の「日」と同じ高さ	とのへ
安政7(1860).3.5	徳川家茂	南部利剛	従四位下侍従	判物	継目安堵	陸奥国北郡・二戸・鹿角・閉伊・岩手・稗貫・和賀7郡、三戸郡之内26箇村、九戸郡之内3箇村、紫波郡之内48箇村	20万石	日付の「日」と同じ高さ	とのへ

表2 盛岡南部家宛領知目録記載内容一覧

内容(単位は石)	発給者	宛所	朱印改奉行	日付
1 陸奥国	徳川家綱	南部重直	小笠原長矩、永井直庸	寛文4(1664).4.5
総計・内訳	北郡50箇村 4,784.147	三戸67箇村 16,439.754	二戸48箇村 6,213.398	九戸41箇村 6,225.633
計 100,000.000	閉伊91箇村 10,941.475	岩手54箇村 10,429.807	志和51箇村 13,868.059	稗貫52箇村 12,867.788
2 陸奥国	徳川綱吉	南部重信	本多忠当、牧野富成	貞享元(1684).9.21
総計・内訳	北郡50箇村 5,983.928	三戸之内24箇村 8,445.115	二戸48箇村 7,743.201	九戸之内3箇村 646.755
計 100,000.000	閉伊91箇村 13,666.780	岩手54箇村 12,223.414	志和之内48箇村 13,615.516	稗貫52箇村 15,112.203
3 陸奥国	徳川家宣	南部利幹	松平正久、安藤重行	正徳2(1712).4.11
総計・内訳	2に同じ			
4 陸奥国	徳川吉宗	南部利幹	石川総茂、朽木種元	享保2(1717).8.11
総計・内訳	北郡50箇村 5,983.928	二戸郡48箇村 7,743.201	鹿角郡33箇村 8,272.325	閉伊郡91箇村 13,666.780
計 100,000.000	稗貫郡52箇村 15,112.203	和賀郡42箇村 14,290.763	三戸郡之内24箇村 8,445.115	九戸郡之内3箇村 646.755
5 陸奥国	徳川家重	南部利視	本多正珍、秋元涼朝	延享3(1746).10.11
総計・内訳	4に同じ			
6 陸奥国	徳川家治	南部利雄	戸田氏英、松平乗佑	宝暦11(1761).10.21
総計・内訳	4に同じ			
7 陸奥国	徳川家斉	南部利敬	青山幸完、松平輝和	天明8(1788).3.5
総計・内訳	4に同じ			
8 陸奥国	徳川家慶	南部利濟	牧野忠雅、本多康禎	天保10(1839).3.5
総計・内訳	北郡50箇村 11,077.023	二戸郡48箇村 11,089.836	鹿角郡33箇村 15,224.419	閉伊郡91箇村 21,772.211
計 200,000.000	稗貫郡52箇村 34,072.689	和賀郡44箇村 30,804.099	三戸郡之内24箇村 14,118.198	九戸郡之内3箇村 731.758
9 陸奥国	徳川家定	南部利剛	青山幸哉、本多忠民	安政2(1855).3.5
総計・内訳	8に同じ			
10 陸奥国	徳川家茂	南部利剛	松平親良、松平輝睦	安政7(1860).3.5
総計・内訳	8に同じ			

※内訳の郡名・村名・郡高は、原史料の記載順に従った

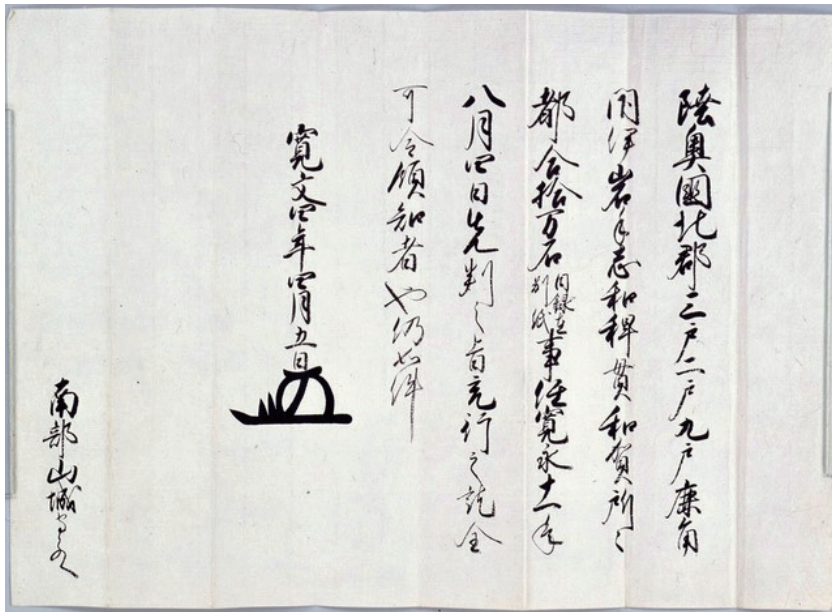


図1
徳川家綱領知判物
南部重直宛
寛文4年（1664）4月5日付
（もりおか歴史文化館蔵）

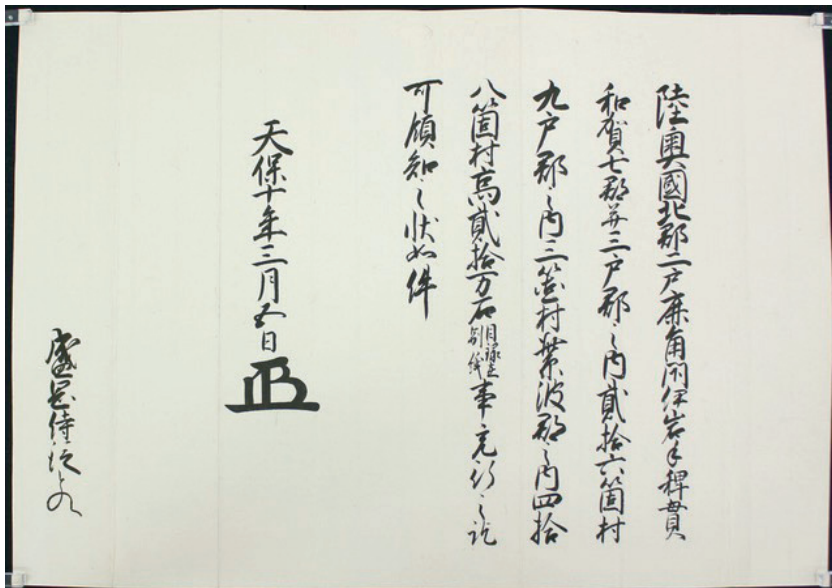


図2
徳川家慶領知判物
南部利濟宛
天保10年（1839）3月5日付
（もりおか歴史文化館蔵）

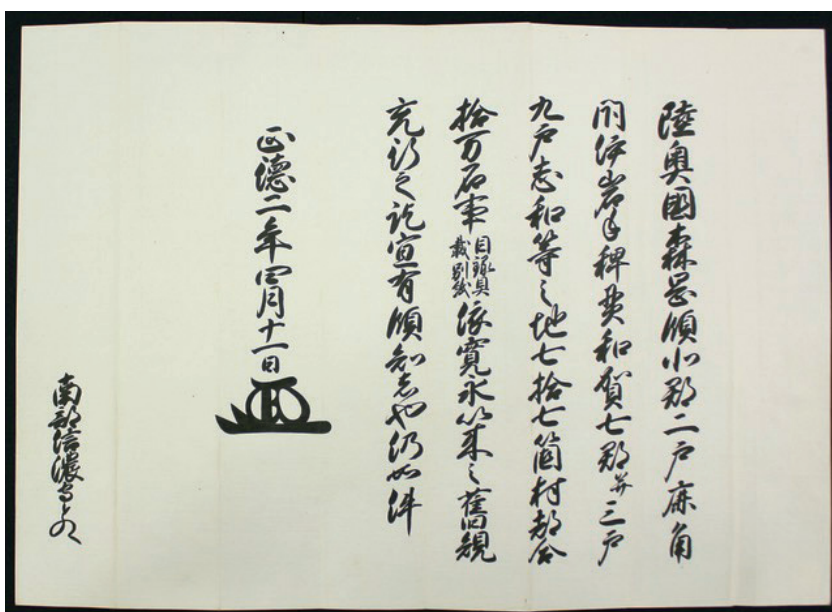


図3
徳川家宣領知判物
南部利幹宛
正徳2年（1712）4月11日付
（もりおか歴史文化館蔵）